

7 瀬戸内海の環境保全対策

(3) 特定施設の設置等の許可

瀬戸内海関係 13 府県においては「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 5 条及び第 8 条の規定に基づき特定施設の設置等について許可制が採られており、表 7-3 にあるように令和 3 年度は設置の許可 231 件、変更の許可 406 件が行われた。特定事業場の府県・政令市別規模別内訳を表 7-4 に、排出水量の規模別内訳を表 7-5 に示す。

表 7-3 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・措置命令等件数

(令和3年度)

府県 政令市	第 5 条 第 1 項 の許可	第 8 条 第 1 項 の許可	第11条の措置命令			第 7 条 第 2 項 の届出	第 8 条 第 4 項 の届出	第 9 条 の届出	第10条 第 3 項 の届出
			第 5 条 に係る もの	第 8 条 に係る もの	計				
京 都 府	4	9					1	12	
大 阪 府	8	16						28	1
兵 庫 県	15	38					11	77	2
奈 良 県	2	2						1	
和 歌 山 県	5	5						5	
岡 山 県	21	15					3	49	
広 島 県	13	18					4	49	2
山 口 県	12	43					2	46	4
徳 島 県	15	20						28	4
香 川 県	25	30					4	50	3
愛 媛 県	11	29						30	3
福 岡 県	3	7						12	2
大 分 県	12	6						26	6
府 県 計	146	238					25	413	27
京 都 市	1							1	1
大 阪 市	1	5						2	
堺 市	6	8						17	1
豊 中 市									
吹 田 市		1						1	1
高 槻 市	2	4						6	1
枚 方 市	3	3						5	
八 尾 市									
寝 屋 川 市									
東 大 阪 市									
神 戸 市	2	9						11	1
姫 路 市	7	9						22	
尼 崎 市	2	6					3	6	
明 石 市	1	8					1	11	1
西 宮 市	1							5	
奈 良 市								3	
和 歌 山 市	6	9						7	
岡 山 市	4	7					1	23	2
倉 敷 市	12	28					2	48	1
広 島 市	3	5						6	
呉 市	1	4						8	
福 山 市	6	5						8	2
下 関 市	2	6						15	
徳 島 市	4	12						13	1
高 松 市	2	2						7	
松 山 市	3	6						16	
北 九 州 市	3	17						18	
大 分 市	13	14						21	
政 令 市 計	85	168					7	280	12
合 計	231	406					32	693	39

- 注) 1. 第 5 条の許可とは、「特定施設の設置」の許可である。
 2. 第 8 条の許可とは、「特定施設の構造等の変更」の許可である。
 3. 第 7 条第 2 項の届出とは、「特定施設に係る経過措置」の届出である。
 4. 第 8 条第 4 項の届出とは、「軽微な変更」の届出である。
 5. 第 9 条の届出とは、「氏名等の変更」の届出である。
 6. 第 10 条第 3 項の届出とは、「承継」の届出である。

出典：「令和 3 年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和 5 年 3 月）